

令和6年度 第1回吹田市終活支援冊子の官民協働発行業務プロポーザル選定委員会  
議事要旨

1 開催日時

令和6年11月25日（月）午前10時00分～10時35分

2 開催場所

仮設棟1階 介護認定審査会室2

3 開催方法

対面会議方式

4 出席者

【委員】

福祉部 高齢福祉室長（委員長）

福祉部 高齢福祉室参事（副委員長）

総務部 広報課課長

市民部 市民課参事

児童部 子育て政策室参事

【事務局】

福祉部 高齢福祉室

5 欠席者

なし

6 配布資料

資料1 「吹田市終活支援冊子の官民協働発行業務公募型プロポーザル実施概要」

資料2 「吹田市終活支援冊子の官民協働発行業務 スケジュール」

資料3 「吹田市終活支援冊子の官民協働発行業務公募型プロポーザル実施要領（案）」

資料4 「吹田市終活支援冊子の官民協働発行に関する仕様書（案）」

資料5 「吹田市終活支援冊子の官民協働発行に関する協定書（案）」

参考資料1 「吹田市終活支援冊子の官民協働発行業務プロポーザル選定委員会設置要領」

参考資料2 「令和6年度吹田市終活支援冊子の官民協働発行業務プロポーザル選定委員名簿」

参考資料3 「吹田市広告掲載基準」

参考資料4 「吹田市広告掲載要領」

参考資料5 「医療広告ガイドライン」

参考資料6 「吹田市終活支援冊子の官民協働発行業務公募型プロポーザル募集要項(案)」

## 7 議事要旨

事務局から、配布資料に基づき、業務の概要、提案の審査方法及び審査手続き等の説明を行い、審議の結果、委員からの意見について事務局で反映することを条件として実施要領等が承認された。

委員からの意見等	回答及び決定事項
1 <b>【資料1】</b> 「吹田市終活支援冊子の官民協働発行業務公募型プロポーザル実施概要」において、プロポーザルガイドラインに基づく記載があるが、無償で行う本件の場合、ガイドラインの対象外ではないか。	契約検査室に確認したところ、無償で行う場合はガイドラインの対象外であったので、 <b>【資料1】</b> 「吹田市終活支援冊子の官民協働発行業務公募型プロポーザル実施概要」について、ガイドラインを参考とする記載内容に変更した。
2 <b>【資料3】</b> 「吹田市終活支援冊子の官民協働発行業務公募型プロポーザル実施要領(案)」における参加資格について、「本業務において、十分な業務執行能力を有し、適正な執行体制を有すること。また、本市の指示に迅速かつ柔軟に対応できること。」という項目があるが、提出書類で十分に確認できるのか。	「本市の指示に迅速かつ柔軟に対応できること。」の文言を削除し、参加申請時に提出させる「法人概要書」「類似業務実績書」「法人の財務諸表」によって確認することとした。

3	<p>【資料3】「吹田市終活支援冊子の官民協働発行業務公募型プロポーザル実施要領（案）」における審査評価項目について、冊子内容の評価基準が明確ではなく、わかりにくい。</p>	<p>冊子内容の評価基準を明確にするために、仕様書において掲載内容の方向性を定め、それに沿った内容となっているかを、より重視する評価ポイントとして追加した。</p>
4	<p>【資料4】「吹田市終活支援冊子の官民協働発行に関する仕様書（案）」について、項目番号が重複している。また、要領に「医療広告ガイドライン」を遵守する旨が記載されているが、仕様書にも記載すべきではないか。</p>	<p>重複した項目番号を修正し、「医療広告ガイドライン」を遵守する文言を追記した。また、前項のとおり、掲載内容についての方向性を追加した。</p>
5	<p>【資料5】「吹田市終活支援冊子の官民協働発行に関する協定書（案）」について、要領に再委託の禁止について記載されているが、協定書にも記載すべきではないか。</p>	<p>再委託の禁止について、契約書の書式例を参考に、第12条に追加した。また、第13条「協定の解除」において、「介護と予防」の冊子作成と同様に、通知なく協定を解除できる旨を追加した。</p>